

造形装置等賃貸借契約に係る一般競争入札公告

山梨県立宝石美術専門学校が発注する造形装置等賃貸借に係る契約は、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和3年 9月 30日

山梨県立宝石美術専門学校
事務局長 本田 晴彦

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

(1) 賃貸借物品等の名称 造形装置等

(2) 数量 一式

2 調達をする賃貸借物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 賃貸借期間

令和4年2月1日から令和9年1月31日まで

4 納入場所

山梨県立宝石美術専門学校（山梨県甲府市丸の内一丁目16-20ココリ内）

二 事務を担当する所属

山梨県立宝石美術専門学校

三 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

(4) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(5) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 物品に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札参加資格の審査

1 申請の時期

この公告の翌日から令和3年10月14日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

3 申請書の提出方法

次に掲げる場所に持参または郵送により提出すること。

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内一丁目16-20ココリ内

山梨県立宝石美術専門学校

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和3年10月14日（木）まで（県の休日を除く。）、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(1) この公告の日の翌日から令和3年10月14日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六の8（2）の問合せ先に電話連絡すること。

(2) (1) 以外の方法による交付を希望する場合は、令和3年10月8日（金）午後5時までに六の8（2）の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年10月28日（木）午前11時

(2) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目16-20ココリ内
山梨県立宝石美術専門学校 8階 会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内一丁目16-20ココリ内

山梨県立宝石美術専門学校 宛てに令和3年10月27日（水）午後5時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(1) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(3) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。
ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 最低制限価格の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 問合せ先 山梨県立宝石美術専門学校（電話055-232-6671）